

施策コード 41	施策名 災害対策の推進	政策名 暮らしと生命を守る安全安心で快適なまちづくり
施策区分 重点施策	主管部等名 建設部	施策主管課 危機管理・交通安全対策室
	課長名 吉村 啓史	内線 2430
	施策関係課 地域づくり・庶務課、下水道課、学校教育課、建設管理課、公民館、地域計画課、土木課、林務課	

1. 施策の目的と成果指標

施策の対象	対象指標	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度見込
市民、市内滞在者、財産	住民人口	人	108,624	107,844	107,259	106,630	105,691	105,036	107,000
	市域面積	km2	658.76	658.76	658.76	658.76	658.76	658.76	658.76
施策の意図	成果指標	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度目標
災害や火災の被害を軽減する	市民が災害にそなえている割合	%	40.1	-	41.1	43.0	50.0	50.0	60
	-1 災害時の避難場所や災害情報を得る方法を知っている	%	67.0	-	68.8	71.0	72.7	70.6	80
	-2 3日分程度の食料や飲料水を準備している	%	24.4	-	27.4	30.1	30.3	30.4	50
	-3 家具の転倒防止策をしている	%	28.7	-	27.2	27.9	31.3	31.6	50
	-4 住宅用火災報知器を設置している	%	-	-	-	-	65.5	67.4	80
	火災発生件数(うち建物火災件数)	件	63(29)	51(26)	46(26)	62(27)	48(31)	44(24)	50(25)
成果指標設定の考え方	地震等による災害の被害を最小限にするには事前の予防が重要である。そのため、災害時の避難場所や災害情報を得る方法を知っていることや必須最小限の食料等を準備することなど、災害に対する備えが増せば、被害の割合が減少してくると考えられるため指標として設定した。火災の発生件数が減少することが被害を軽減する事に直接的に結びつくため設定した。とりわけ建物火災は、人の生命に直結することから、その指標を明確にした。								
成果指標の把握方法(算定式など)	市民意識調査 問15 (災害時の避難場所や災害情報を得る方法を知っている。 3日分程度の食料や飲料水を準備している。家具の転倒防止策をしている。 住宅用火災報知器を設置している。の設問に「はい」と答えた市民の数) ÷ 総回答数 16年度設問は「地震・火災・豪雨等の災害に対して備えをしていますか」災害への備えは、 ~ がそれぞれ向上することが望ましい。したがって、各値の変動がわかる指標とするため平均値とした。 飯田広域消防本部データ年間(1月～12月)発生件数								
基本計画期間における施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)	<p><成果指標> 身近に災害も発生しており、市民の関心も高まっているため微増していくことが想定されるが、災害情報を得る方法を知っている割合を80%、3日分の飲料水の確保している割合を50%、家具の転倒防止などの対策をしている割合を50%に、住宅用火災報知器を設置しているを80%に高めることを目標とした。</p> <p><成果指標> 過去の経過から推測し横ばいであると想定されるが、全国平均の火災発生件数まで減少することを目標とする。(全国の1万人に対する発生件数は4.8件)</p> <p><前提条件> 市民の防災に関する意識が向上すること。</p>								

2. 施策を担う主体

主体	施策の成果向上に向けた主体別の役割分担	ムトス指標と把握方法(把握方法と単位をカッコ書きする)	22年度実績	23年度目標	
行政	防災資機材や備蓄食糧の整備 市民への防災意識高揚 災害に備えた公共施設の整備 公共施設の耐震化 地区防災活動への支援 防災計画の策定とその実践	資機材整備率(指定避難施設への発電機設置率)(危機管理・交通安全対策室で把握、%) 市民が災害時の避難場所や災害情報を得る方法を知っている割合(市民アンケート、%) -1地域防災計画に搭載された災害危険個所の整備率(建設部で把握、%) -2整備計画(起債)に基づいた避難路整備の進捗率(建設部で把握、%) -3緊急輸送路の橋梁整備率(建設部で把握、%) -1本庁・りんご庁舎及び病院・診療所の耐震化率(危機管理・交通安全対策室で把握、%) -2小中学校・地区拠点の耐震化率(教育委員会、危機管理・交通安全対策室で把握、%)	100% 70.6% -1 58.2% -2 36.7% -3 61.4% -1 71% -2 95%	100% 80.0% -1 65.8% -2 44.0% -3 100% -1 80% -2 95%	
	消防本部・消防署・消防団	消防法等に基づく災害の予防及び鎮圧活動 救急救助活動及び講習 住宅火災死傷者の軽減	罹災者数及び被害額 救命率 救命講習受講者数(職員や消防団員等) 予防活動の実施数(啓発活動、訓練、大会等)		
	市民(個人)	災害に備える	災害に備えている市民の割合 ・3日分程度の食料や飲料水を準備している。 ・家具の転倒防止策をしている。 ・消火器具を備えている。		
市民等	市民(事業者)	災害協定などに基づいた協力	災害協定を結んだ企業の数		
	地域的団体(自主防災組織、水防組合、日赤、まちづくり委員会等)	防災対策の推進 (防災訓練・防災講演会・防災マップの作成など)	訓練回数 講座及び訓練参加者数 地区のマップ作成件数	現段階は、行政の役割のみ数値設定	

3. 施策の成果達成度の分析

(1) 施策の成果達成度に対する平成22年度事務事業の総括			
事務事業全体の振り返り(総括)	防災拠点となる庁舎整備が動き出すとともに、避難拠点施設の学校等への耐震化がすすんだ。 7月発生の土砂災害においては、災害対策本部を早期に立ち上げ、遠山地域を中心に一時は住民が孤立した状況になったが、関連部署の情報の共有と復旧に全力を注いだ。		
(2) 施策の成果達成度とその考察			
平成22年度の実績評価と根拠(理由)	21年度と比べて成果が向上した	21年度と比べて成果は変わらなかった	21年度と比べて成果は低下した
	防災に対する備えの意識は低迷であるが、火災報知器の設置は伸びた。 災害拠点施設となる学校等の耐震化は95%の達成となった。 7.14発生の集中豪雨土砂災害への復旧に努めた 第10次消防力(消防団)整備計画を策定した。 土砂災害防災訓練を丸山地域で実施		
平成23年度の目標達成見込み	23年度で目標は達成できる	23年度での目標達成は難しい	

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?	平成19年度より、耐震事業を実施すると固定資産税を3年間1/2に減免する制度ができた。 平成21年度より既存住宅について、火災報知器警報器の設置が義務づけられる。 天竜川、松川、遠山川のハザードマップの作成が義務づけられている。(平成23年度までに実施完了) 国民保護計画が制定された。 土砂災害警戒区域の指定(平成19から22年、地すべりについては平成23年以降) 飯田市耐震改修促進計画を平成19年度に策定した。 豪雨災害が2年続けて発生した。(平成18.19年度)
この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	雨水排水の整備に対する要望 防災行政無線の改善 災害弱者台帳・マップの整備。 住宅の耐震改修に対する助成事業の拡大要望(金額・件数) 耐震診断事業の補助対象に準公共施設を含めるよう要望 保育園の耐震化の要望 集中豪雨対策として、雨水浸透枡、雨水貯留槽が有効なことから設置補助事業の推進要望 孤立集落の把握及び防災対策を検討 流通備蓄について検討 集中豪雨に対する部局を超えた連携体制の検討 災害時用備蓄食料の保管や配布方法について、効率的効果的な手法についての検討

5. 施策の事業(一般会計及び一部特別会計を含む)

	19年度決算	20年度決算	21年度決算	22年度決算見込み	23年度決算
施策事業費(人件費を除く)(千円)	1,824,448	1,379,018	1,336,617	1,279,814	
関連する事務事業の数(事業)	39	37	33	36	

6. 前期4年間の取組評価(総括)

施策の目的達成(対象を意図する状態にする)に向けて、前期4年間で重点的に取り組んできた事項とその評価	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害・地震・内水排除等の訓練を地域と一体となって実施 第10次消防力整備計画(23年度~27年度)を策定 各種災害他に伴う道水路等復旧対応を実施 ハザードマップの継続作成と説明会を開催 災害情報提供システムの整備 災害拠点施設の耐震診断(自治振興センター)
施策の現状と課題	現状: 各種災害発生の予知は困難な状況であり、常日頃からの災害に対応する備えが減災につながる災害発生時には、即時体制を確立し、横断的な対応を進めている 課題: 災害に強い都市基盤の整備等の災害予防対策 市民自身の災害対応力の強化(自助) 行政から市民への情報伝達網の確保 防災備蓄資機材の確保 非常備消防力の確保対策(中山間地の昼間の消防力確保)
主体別の役割の発揮状況	庁舎整備は、市民会議・議会等の意見を参考に検討を進めている。 内水排除は、地元の組合及び事業所と連携した訓練を実施している。 防災では、消防団・自主防災会・まちづくり委員会・日赤奉仕団等と連携対応している。 地すべり監視員が地すべり防止施設の見回りを実施している。
行政として多様な主体に対する協働の働きかけの状況	庁舎整備: 計画策定の主体と市民会議の運営 内水排除: 行政が主体となり(国、県含む)、市民と協働による訓練の実施 防災対策: 各種防災訓練の計画と実施には市民と一体となって対応 地すべり: 地すべり監視員の設置及び運用
多様な主体の協働を推進していくための課題	市民自身の災害対応力の強化策 行政と市民との情報伝達網の確保 非常時消防力の確保対策 住宅用火災報知器の設置拡大